

旅費の精算事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容															
高槻支援学校	<p>旅費の概算払をしたときは、概算払を受けた者は旅費の確定後30日以内に精算を行い、支出命令者は同期間内に精算させなければならないが、ともに当該行為を怠り、精算が遅延しているものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="427 554 1365 709"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>出張先</th> <th>出張期間</th> <th>旅費支給額</th> <th>精算日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>滋賀県</td> <td>令和3年7月27日</td> <td>2,660円</td> <td>令和3年9月6日</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>滋賀県</td> <td>令和3年7月27日</td> <td>1,870円</td> <td>令和3年9月6日</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日	A	滋賀県	令和3年7月27日	2,660円	令和3年9月6日	B	滋賀県	令和3年7月27日	1,870円	令和3年9月6日	<p>検出事項について、概算払を受けた者に対し、精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者による確認を徹底することなどを通じ、法令等に基づく適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方自治法施行令】 (概算払) 第162条 次の各号に掲げる経費については、概算払をすることができる。 一 旅費</p> <p>【大阪府財務規則】 (概算払の精算) 第47条 支出命令者は、概算払をしたときは、その債務の額が確定した後30日以内に、概算払を受けた者に精算させなければならない。</p> </div>	<p>是正を求められた事項について、関係職員に対して精算の必要性について周知徹底するとともに、支出命令者及び事務担当者が復命書及びSSCでの定期的な確認を行うこととした。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
職員	出張先	出張期間	旅費支給額	精算日														
A	滋賀県	令和3年7月27日	2,660円	令和3年9月6日														
B	滋賀県	令和3年7月27日	1,870円	令和3年9月6日														

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年12月2日）